

ニホンイシガメの輸出助言の判断方法について

1. 輸出助言の判断の考え方

これまで、ニホンイシガメの輸出による自然個体群への影響は、国内における種としての存続に影響を与えているレベルには達していないと考えられたことから、輸出が直ちに本種の存続を脅かす恐れはないとしてその輸出を認めてきた。

しかしながら、特定の地域で捕獲された個体が多数輸出されていることから、地域個体群の存続への影響が懸念される。このため、本種の生活史特性と地域個体群の存続を勘案した適切な輸出助言実施の判断を行う必要がある。この際、種として絶滅を避けるだけでなく、本種が生態系において果たしている役割を損なわないような個体数や分布が維持されるよう、留意する必要がある。

2. 輸出助言の判断方法

当該種の保全と持続的な利用を担保するために、以下のような輸出助言の判断の考え方（あるいはその組み合わせ）があると想定し、検討した結果、「(4)体サイズ」、「(5)飼育繁殖個体」を用いて、輸出助言の判断基準を検討することが適当と考えられた。

< 判断方法の例と想定される課題 >

(1) 総量

総輸出個体数に、上限値を設定する。

地域個体群の絶滅回避につながるかどうか不明。

(2) 捕獲場所

捕獲場所（例 都道府県等）ごとに輸出の可否を決める。あるいは、捕獲場所ごとに、輸出個体数に上限値を設定する。

許可された地域で捕獲されたことの確認が不可能。（虚偽申請のおそれ）

(3) 捕獲時期

個体群に影響を与える時期（例 産卵期）の捕獲を避けて、その他の時期の捕獲個体のみとする。

許可された時期に捕獲されたことの確認が不可能。（虚偽申請のおそれ）

(4) 体サイズ

大型の個体、又は小型の個体のみとする。

繁殖に寄与する大型個体を残すことで、個体群への捕獲の影響を軽減できる。比較的死亡率の高い小型個体のみであれば、持続的に利用できる可能性あり。

(5) 飼育繁殖個体

飼育繁殖個体のみとする。

繁殖のための親個体を入手するために、野外から一定の捕獲が継続することが想定されるが、飼育繁殖個体のみであれば、持続的に利用できる可能性あり。

(6) 一切の輸出を認めない

現状では、一定個体数の生息が推定されることから、持続的な利用が可能であり、一律の輸出禁止が必要な状態にはないと考えられる。ただし、野外の個体が継続して減少する等、今後、持続的に利用することが困難であると考えられる場合は、輸出を認めないことが適当。